

令和 8 年度 検診車による健診等業務に係る委託機関の募集について

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する加入者（被保険者および被扶養者）を対象とした福島県内での検診車による健診業務（被保険者：『健診バスによる生活習慣病予防健診』、被扶養者：『0円健診』）および、これら健診等業務に付帯する健診会場の確保・設営や被扶養者を対象としたオプション健診，健診当日の特定保健指導を実施できる機関を下記のとおり募集します。

1. 委託業務概要

（１）被保険者：検診車による『健診バスによる生活習慣病予防健診』、健診会場当日の特定保健指導

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に対する生活習慣病予防健診および肝炎ウイルス検査業務、健診会場での当日の特定保健指導業務を委託して行うものであり、業務内容は「全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領」「被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領」を基本とします。

（２）被扶養者：検診車による『0円健診』、健診会場当日の特定保健指導

全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者に対して特定健康診査および健診会場での当日の特定保健指導業務を委託して行うものであり、主な業務内容は「特定健康診査・特定保健指導委託契約書」へ記載された内容を基本とします。

（３）被扶養者を対象としたオプション健診や健診会場の確保等その他付帯業務

検診車による健診等業務を実施するにあたり、被扶養者を対象としたオプション健診の実施のほか、会場選定や会場確保、予約受付業務等健診や特定保健指導に付帯する業務を委託して行うものであり、主な業務内容はこれに係る契約書および仕様書に記載された内容を基本とします。

2. 委託契約

令和 8 年度に全国健康保険協会福島支部と、2.（１）の委託業務について契約締結を予定している実施機関に対し、選定のうえ 2.（２）の契約を締結するものです。

（１）令和 8 年度 契約締結予定の委託契約

- ・全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約
- ・特定保健指導業務委託契約
- ・特定健康診査・特定保健指導委託契約（集合契約 A、集合契約 B、個別契約いずれかの契約であり、且つ全国健康保険協会の保険者負担額以内で特定健康診査および特定

保健指導を実施できる委託機関に限る。(利用者の自己負担額がいずれも0円))

(2) 選定後締結する委託契約業務(予定)

- ・健診会場の確保、設営、会場費用の支払いに関する委託業務(被保険者および被扶養者)
- ・健診会場当日のオプション検査の実施(被扶養者)

3.委託期間

契約締結日から令和9年3月31日とします。

4.選定方法および委託機関の条件

検診車による健診等業務の実施にあたり、以下の業務を行うことを原則、委託機関の条件とします。ただし、委託者が認めた場合についてはこの限りではありません。

なお選定にあたっては、以下の業務の実施の可否のほか、必要書類の審査等を経たうえで、以下の項目を統合的に勘案のうえ選考します。

なお選定した結果については、令和7年12月以降別途お知らせいたします。

- ・健診機関で検診車を保有しており、会場にて被保険者の生活習慣病予防健診および被扶養者の特定健康診査を実施できること(受付予約等業務含め)
- ・被扶養者について、特定健康診査の健診会場におけるオプション検査の実施(骨粗しょう症検診、眼底検査等)ができること
- ・健診会場において、健診当日に被保険者または被扶養者の特定保健指導が実施できること
- ・その他の項目

特定保健指導の実施体制及び実施率

申込者増に向けた健診機関独自のアピールポイント(付加サービスを含む)

有料オプション内容及びその費用

市町村がん検診との同時実施の可否

尿中塩分測定の実施可否

5.募集期間

令和7年10月31日(金)まで

6.申込方法

7.問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を別途送付いたしますので、別に定める期限までに各種書類をご提出ください。

7.問い合わせ先

〒960-8546 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8 階

全国健康保険協会福島支部 保健グループ 電話：024-523-3919